

佐世保市長交際費取扱いに関する指針

交際費は、市長又はその他の執行機関が、行政の円滑な運営を図るため、あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表し、外部と交際及び交渉をするために要する経費である。

この指針は市長交際費に係る運用及び取扱いを定めるものである。

なお、市長は、次に定めるところにより、社会通念上妥当と認められる範囲で、必要最小限の支出に努めるものとする。

1 目的

この指針は、交際費の執行及び公開に関する基準を定めることにより、その執行を合理的かつ必要最小限にするとともに、行政の透明性を確保し、円滑かつ効率的な行政運営を推進することを目的とする。

2 執行に関する基準

(1) 支出できる区分及び内容

- 清 酒 祝賀会、各種懇親会など
- 生 花 葬儀ほか法要又は祝賀会など
- 香 典 葬儀ほか法要など
- 会 費 各種行事、各種懇親会など
- 祝 金 祝賀会、各種懇親会など
- 贈 答 贈答、見舞い、記念品等に要する経費
- 懇 談 意見交換、情報収集などに要する経費
- 賛 助 賛助、協賛等に要する経費
- その他 その他交際に要する経費

(2) 支出基準額

支出の基準となる額は、別途「市長交際費支出基準」によるものとする。

3 公開に関する基準

(1) 公開する項目

- ①支出すべき事実が発生した年月日
- ②支出区分
- ③支出件名
- ④支出金額
- ⑤相手先

ただし、公開によって、市、相手先又は第三者等が不利益を被る可能性がある場合には、公表しない。

(2) 公開する時期

当該月支出分を翌月末までに公開する。

(3) 公開する方法

市のホームページへの掲載と総務課行政資料閲覧コーナーにて公開する。

4 適用期日

この指針は、平成19年4月1日以降に支出すべき事実が発生した市長交際費について、適用する。

市長交際費支出基準

「佐世保市長交際費取扱いに関する指針」に基づき、支出区分毎に原則となる基準額等を、下記のとおり定める。

支出区分	基準額等
清酒	5千円以下（清酒、ビール、ジュースなど） ※清酒は原則2本（4千円以下）
生花	1万5千円以下
香典	1万円以下
会費	会費相当額
祝金	現に必要とする額
贈答	
懇談	
賛助	
その他	